解散公告（第一回）

当法人は、平成二十年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十九日

静岡県伊豆の国市長岡一三四九番地

特定非営利活動法人伊豆誠心会

清算人　江後　治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月二十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十九日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町市屋一〇五八

財団法人和歌山県国民年金福祉協会

清算人　山田　昌治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年十月一日大分市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十九日

大分市賀来南二丁目一番一号

大分市賀来西土地区画整理組合

代表清算人　渕野　文生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月八日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十九日

栃木県芳賀郡益子町大字益子三〇二一番地

財団法人益子町観光振興公社

代表清算人　大塚　朋之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月三十日群馬県知事の認定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十九日

群馬県前橋市堀越町六九八番地三

財団法人佐藤報恩財団

清算人　高橋　光男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十九日

東京都文京区湯島三丁目四番六号

特定非営利活動法人エス・アールアカデミージャパン

清算人　井上　政昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月二十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十九日

和歌山県海南市岡田一二三三番地三

特定非営利活動法人さつき

清算人　村木　茂雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年三月二十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十九日

福岡県北九州市小倉北区大手町一一番三号

大手町法律事務所

特定非営利活動法人平野遼記念美術館

清算人　清原　雅彦

配当公告

青森県青森市浪打一丁目一四番三号

破産者　株式会社奥村工務店

右の者に対する青森地方裁判所平成二十年（フ）第二五一号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、一六四、六四二、六七九円

一、配当することのできる金額

金一一六、四六四、二七七円

平成二十一年十月十九日

青森市古川二丁目二〇番三号　朝日生命青森ビル七階

破産管財人　石岡　隆司

配当公告

福井県坂井市丸岡町寅国一八号一番地

破産者　北川建設株式会社

右の者に対する福井地方裁判所平成二十年（フ）第九六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三六、五八八、七四八円

一、配当することのできる金額

金一七、七六〇、二二〇円

平成二十一年十月十九日

福井県福井市宝永四丁目一番一号

破産管財人　川上　賢正

配当公告

長野県茅野市ちの三四一七番地

破産者　木村建設株式会社

右の者に対する長野地方裁判所諏訪支部平成十九年（フ）第八七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六二一、七五四、九八五円

一、配当することのできる金額

金一一、〇六二、八五三円

平成二十一年十月十九日

長野県諏訪市高島一丁目六番九号

破産管財人　諏訪　雅顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三沢市谷地頭四丁目二一五番地一、最後の住所青森県上北郡おいらせ町鶉久保山五番地一二　被相続人　亡　新堂　貞治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十九日

青森県三沢市桜町一丁目二番一号

相続財産管理人弁護士　寺島三紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市和泉三五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤庄一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十九日

栃木県宇都宮市桜二丁目五番三三号池田ビル三階　溝邊法律事務所

相続財産管理人　溝邊　岳秋

第９期決算公告

平成21年10月19日　東京都渋谷区神宮前五丁目２番５号

株式会社マックスアンドコー・ジャパン

代表取締役　アルベルト・アリエッティ

貸借対照表の要旨（平成20年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,032	流動負債	2,139
固定資産	372	（賞与引当金）	(9)
		固定負債	28
		（退職給与引当金）	(28)
		負債合計	**2,167**
		株主資本	△763
		資本金	79
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	△862
		その他利益剰余金	△862
		（うち当期純損失）	(185)
		純資産合計	**△763**
資産合計	**1,404**	**負債・純資産合計**	**1,404**